

生駒市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成24年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成24年11月19日

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 中谷尚敬

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者の監査

2 監査の実施期間

平成24年9月12日(水)～同年9月28日(金)及び10月16日(火)

3 監査の対象

生駒市福祉センターの指定管理者である社会福祉法人生駒市社会福祉協議会における平成23年度指定管理業務

当該業務を所管する福祉健康部福祉支援課における指定管理者の指定等に係る事務

4 監査の観点及び方法

指定管理業務については、適切に指定管理業務が執行されているかについて、事業報告書、収支決算書等関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて確認・照合を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

市所管課に対しては、関係書類を審査するとともに、指定管理者の指定等に係る事務及び指導監督が適切になされているかに主眼をおいて監査を実施した。

5 指定管理者の概要

(1) 名称 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会

(2) 主たる事務所 生駒市元町1丁目6番12号

(3) 法人設立 昭和47年12月19日

(4) 組織 役員は、会長1名及び副会長2名を含む理事8名、監事2名をもって構成されており、他に評議員会等を置く。生駒市福祉センターの管理運営には職員4名（社協職員2名（うち所長1名）、嘱託職員1名、臨時職員1名）が当たっている。

(5) 目的等 生駒市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする。この目的を達成するため、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会定款第2条に定める事業を行う。

6 指定管理業務の概要

(1) 管理施設の概要

生駒市福祉センターは、社会福祉事業を推進し、社会福祉活動を育成し、市民、特に障がい者や高齢者のふれあいを図る場として活用し、福祉の増進に資することを目的に設置された施設である。

施設名称	生駒市福祉センター	生駒市福祉センター トレーニング棟
所在地	生駒市さつき台2丁目6番地1	
開設年月日	平成2年5月	平成6年4月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	1,636.64 m ²	158.2 m ²

	施設名
1階	事務室、ロビー、トイレ（男子用・女子用、多機能） コミュニティホール、研修室①、機能回復訓練室、倉庫等
2階	研修室②、研修室③、生活訓練室、録音室、団体ラウンジ、 フレンドルーム、工芸室、談話室、パソコン室、倉庫等
駐車場	41台

(2) 指定管理業務の範囲

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 福祉センターの使用の許可に関する業務
- (イ) 福祉センターの使用の制限、使用の許可の取消等に関する業務
- (ウ) 障がい者及び高齢者の講座・教室の実施に関する業務
- (エ) コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業）
- (オ) 社会参加促進事業（点字・声の広報の発行、手話奉仕員等養成事業）

イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 機械、施設設備の保守
- (エ) 環境衛生業務
- (オ) 樹木の剪定、施設敷地内の除草業務
- (カ) 軽微な補修・修繕

ウ 障がい者及び高齢者福祉の増進に資する業務

以上の業務内容を基本協定書及び生駒市福祉センター仕様書により定められており、個人情報保護については、指定管理者の遵守事項として別途特記事項を定めている。

また、上記「ウ 障がい者及び高齢者福祉の増進に資する業務」として、平成23年度において次の事業を行っている。

- ・福祉出前講座
- ・障がい者週間キャンペーン事業
- ・点字図書の出借
- ・車いす・車いす対応自動車の一時貸出
- ・市政広報番組「ラブリータウンいこまへの手話通訳者派遣事業」
- ・福祉・介護相談

(3) 指定管理者の指定

- ・ 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項、生駒市福祉センター条例第2条の2及び第2条の3の規定に基づき実施されている。
- ・ 指定管理者の公募に当たっては、平成22年9月1日号の広報いこまに掲載するとともに、市のホームページに掲載した。また、現地説明会への参加を必須条件とし、同年10月8日から同月15日までを申請書の提出期間として募集した。
- ・ 応募した3団体を対象として、「生駒市福祉施設(福祉センター)指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき設置された「生駒市福祉施設(福祉センター)指定管理者候補者選定委員会」が、福祉施設運営の基本方針、事業計画、管理運営体制、自主事業計画、利用者サービスの向上策、収支計画および事業実績の審査基準に照らし合わせて第1次審査(書類審査)を行い、さらにその3団体に対して第2次審査(プレゼンテーション)を実施した上で指定管理者候補者を決定した。また、指定管理者候補者の選定結果(評価項目、評価結果)については、市のホームページに掲載し公表している。
- ・ 指定管理者候補者については、平成22年12月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定されている。
- ・ 指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としている。

(4) 指定管理料

生駒市は、指定管理者と基本協定書を締結し、この中で、年度毎の指定管理料については、毎年度指定管理者と締結する年度協定書により当該年度の指定管理料を定めることとなっている。5年間の指定管理料は、266,825,000円であり、平成23年3月市議会の議決を経て、債務負担行為を設定している。なお、当該指定管理料は、生駒市社会福祉協議会が応募時に提示した金額と同額である。

また、会計年度終了時には、コミュニケーション支援事業及び社会参加促進事業については精算を行い、支払った指定管理料に残額が生じた場合は、返還することとなっている。

平成23年度の指定管理料の実績は次のとおりである。

(単位：円)

	福祉センター 管理運営業務	コミュニケーション 支援事業	社会参加 促進事業
5月支払額(前期)	25,002,500	795,000	665,000
10月支払額(後期)	25,002,500	795,000	665,000
合計額 (年度協定書の金額)	50,005,000	1,590,000	1,330,000
精算による返還額	-	-486,060	-187,665
精算後指定管理料	50,005,000	1,103,940	1,142,335

7 平成23年度施設利用状況(生駒市社会福祉協議会事業報告書より)

○貸館利用状況

(単位：人)

利用団体分 類	福祉 団体	リハ ビリ	ボラン ティア	市関係	各種 教室	手話 関係	行事	その他	合計
年間合計 利用者数	5,102	8,048	7,597	576	5,189	491	1,080	4,060	32,143

○教室等開催状況

教室名	開講期間	開講回数(回)	のべ参加人数(人)
やきもの教室A	5月～3月	19	216
やきもの教室B	5月～3月	19	193
書道教室	5月～3月	19	311
絵画教室	4月～3月	22	246
さをり織り教室	5月～3月	19	146
編み物教室	4月～3月	22	255
料理教室	5月～2月	7	107
パンフフラワー教室	5月～3月	19	263
中国気功教室	5月～3月	19	509
体操教室	5月～3月	19	216
健康太極拳教室	5月～3月	19	254
囲碁教室	5月～3月	19	151
カラオケ教室A	4月～3月	20	403
カラオケ教室B	4月～3月	20	389
カラオケ教室C	4月～3月	20	372
絵てがみ教室	5月～3月	12	197
お菓子教室	5月～2月	11	131
園芸教室	4月～3月	20	177
ほのぼのの陶芸教室	5月～3月	18	314
転倒予防体操教室	4月～3月	21	339
ヨガ教室	10月～12月	6	162

合計	370	5,351
----	-----	-------

各教室の開催については、次年度の事業に繋げるため、参加者にアンケート調査を実施し、ニーズに応じて新たな教室を短期に試行的に開催している。

その他、次のような事業を開催している。

(ア) 福祉センター祭

実施日 平成24年3月11日

教室の活動発表や作品展示、福祉関係団体等による活動発表や体験コーナー、模擬店等。参加者400名

(イ) ふれあいハイキング

実施日 平成24年9月19日

参加者 在宅障がい者(児)とその家族 計79名

(ウ) レクリエーションゲーム大会

実施日 平成24年1月29日

参加者 在宅障がい者(児)とその家族 計60名

8 指定管理経費の収支状況 (指定管理者事業報告書より)

福祉センターに係る事業活動収支内訳表

◎事業活動収支の部		
○事業活動収入		
受託金収入	52,251,275	
事業収入	104,770	
雑収入	<u>206,651</u>	<u>52,562,696</u>
○事業活動支出		
人件費	17,625,226	
事務費	393,427	
事業費	28,745,091	
減価償却費	28,050	
引当金繰入	<u>1,194,840</u>	<u>47,986,634</u>
	事業活動収支差額	<u>4,576,062</u>
	当期活動収支差額	<u>4,576,062</u>

9 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。しかしながら、検討、改善が必要であると思われる点が見受けられたので対処されたい。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、担当職員等に直接指導を行った。

(1) 指定管理者の指定

指定管理者募集要項及び仕様書、指定申請書、生駒市福祉施設(福祉センター)指定管理者候補者選定委員会の審査結果表等関係書類を審査した結果、指定管理者の指定手続は適正に行われているものと認められた。

(2) 協定書の記載事項等について

指定管理料については、指定期間中の総額の債務負担行為を設定した上で、毎年度、年度協定書により当該年度の指定管理料を定めている。指定期間中の指定管理料総額について、指定管理者を指定した時点で、市と指定管理者との間で合意形成されていると考えられるが、基本協定書に指定管理料の総額は記載されていない。指定期間中の指定管理料の総額は、市が公の施設の指定管理者を指定する上で重要な事項であり、事実上合意形成がなされている場合においても、後々のトラブルを防止するという観点から、協定書等の書面において明記しておくべきであると考えられる。(所管課)

福祉センターの施設の一部について、身体障がい者の生活介護のためのスペースとして NPO 法人への貸付を行っており、指定管理対象施設から除外されているが、協定書を見る限りでは、それが判然としない。上記と同様の理由から、協定書において明確にされたい。(所管課、指定管理者)

指定管理者が生駒市に交付するため作成した基本協定書、年度協定書ともに、収入印紙が添付されていた。印紙税法別表第 1 の「請負に関する契約書」に基づくものと思われるが、総務省の見解では、指定管理の法的性質は、公の施設の管理権限を指定管理者に委ねるものであり、仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に報酬を支払うことを約する請負とは性格を異にするとしている。しかしながら、協定書の内容は案件ごとに異なるものであり、税務署において案件ごとに審査したうえで判断されるものである。収入印紙の添付の必要性については、個別に税務署に問い合わせたうえで適切に処理するよう周知徹底されたい。(所管課)

(3) 備品の所有区分について

基本協定書第 2 4 条第 3 号では、指定管理料によって生駒市社会福祉協議会が購入した備品については市の備品とすることを定めているが、備品の定義が曖昧であり、社会福祉協議会の所有物として取り扱われているものが見受けられた。備品の定義を明確にしたうえで、その所有区分については協定書に基づいて行われたい。(所管課、指定管理者)

(4) 施設の修繕について

修繕費について収支決算書、支出伝票等照合・確認し、実地検査等行った結果、支出するにあたりおおむね適正に行われているといえる。平成 2 3 年度は、基本協定書の区分に基づいて軽微な修繕について生駒市社会福祉協議会が指定管理料の範囲内で負担しているが、施設建設から 2 0 年あまりが経過し老朽化がみられるところもあるので、修繕計画を立てるなどして施設をできる限り長期間使用できるように

建物の維持管理に努められたい。(所管課)

(5) 口座の管理について

生駒市社会福祉協議会が行う事業会計とともに、指定管理業務に係る会計業務も同一口座で管理されていた。基本協定書第 17 条の規定に基づき、指定管理業務については独立した管理口座とされたい。(指定管理者)